

計画相談支援事業を始めませんか？ (指定特定相談支援事業)

指定特定相談支援事業とは基本相談支援と



計画相談支援(サービス等利用計画の作成、モニタリング)を行う事業です。

この人数、なんだかご存じですか…？

約一万人※

計画相談の利用を希望しているが事業者が見つからないため利用できていない方の数です。
約一万人の方があなたのことを必要としています。(※横浜市内、令和3年4月時点)

★指定特定相談支援事業には、こんなメリットがあります★

利用者の生活が安定していく
様子を見届けられる！

支援者間で共通の目標に向かい
支援ができる！

支援関係者と一つの
支援チームができる！

様々な利用者の支援を通じて、
自分自身が成長できる！

利用者や関係者から信頼や評価を
得ることでモチベーションアップ！

★事業の概要や指定基準などは開設説明会資料を Check★

相談系サービス事業所開設説明会の資料を横浜市ホームページに掲載しています！

横浜市ホームページ【<https://www.city.yokohama.lg.jp/>】>

事業者向け情報>分野別メニュー>福祉・介護>障害者福祉>

サービス種別>相談系サービス>集団指導・研修資料等>

相談系サービス事業所開設説明会

QRコードからもアクセス可能!→



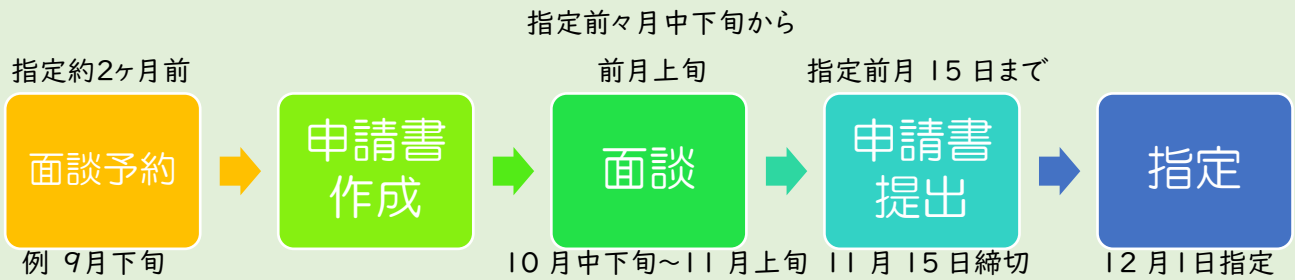
★事業所開設のご相談やご不明な点などお気軽にご連絡ください★

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566

E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

★事業所開設までのステップ★



★よくある質問★

Q 報酬体系はどうなっていますか？

基本報酬と加算で構成されています。

基本報酬はいわゆる計画作成費とモニタリング費です。基本的にはサービス等利用計画を作成した月に計画作成費を年1回、モニタリング実施月にモニタリング費を年3回算定します。(人員体制等を整え機能強化型を算定することで単価が上がります。)

加算は体制等を整えることで算定ができる体制加算と、動きに応じて算定できるその他の加算があります。

Q 相談支援専門員になるためにはどうしたらいいでしょうか？

相談支援専門員として活動するためには①**実務経験要件**(相談支援業務:5年以上又は直接支援業務10年以上※有資格等により短縮制度あり)と②**相談支援従事者研修の修了**(相談支援従事者初任者研修修了と5年毎に現任研修の修了)が必要です。

※横浜市では相談支援従事者研修を例年、8月頃に実施しています。なお、申込は4月～5月頃を予定しています。

※相談支援従事者研修は他都市が実施する研修を受けた場合でも横浜市内での活動が可能です。

※「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」や「介護支援専門員研修」がありますが、相談支援専門員の資格研修の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 事業開始後のサポートはありますか？

横浜市では18区に基幹相談支援センターを設置し指定特定相談支援事業所の皆さまへのフォロー体制を整備しています。また、各区の自立支援協議会には相談支援部会が設置されているので、参画することで、事業所間のつながり等もでき、皆さまが安心して活動することができます。

★問い合わせ先★

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566

E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

よろしく願います

既に約250事業所が開設しておりたくさんの相談支援専門員が活動しています！



相談支援事業者はまだまだ足りていません。